

姫路獨協大学体育施設管理規程

(昭和62年7月16日制定)
改正 平成 3年 9月19日
平成 8年 6月20日
平成11年10月21日
平成14年 1月17日
平成15年 7月22日
平成20年 9月18日
平成25年 3月28日

(趣旨)

第1条 姫路獨協大学体育施設の管理運営及び使用に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で体育施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 体育館
- (2) 陸上競技場
- (3) 野球場
- (4) テニスコート
- (5) 弓道場
- (6) 創立15周年記念館柔道場、剣道場

(責任者)

第3条 体育施設の管理責任者は、学生部長とする。

(使用目的)

第4条 体育施設は、次に掲げる目的のために使用するものとする。

- (1) 本学の正課体育授業
- (2) 本学の主催する行事
- (3) 学生の課外教育活動
- (4) 本学関係者の主催する行事
- (5) 学外の団体が主催するもので、本学が使用を認めた行事

(使用手続)

第5条 前条第3号及び第4号に定める目的で体育施設を使用しようとするときは、その10日前までに施設等使用願（以下「使用願」という。）を学生課に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

2 前条第5号に定める学外団体の使用手続については別に定める。

3 学生の課外教育活動を目的とする団体が、体育施設を計画的に長期間使用しようとするときは、第1項の規定にかかわらず学生課が別に定める日までに使用願を提出し、

学生部長の承認を得ることができる。

(使用中止及び変更)

第6条 体育施設使用者(以下「使用者」という。)が、体育施設の使用を中止しようとするとき、又は使用の目的、日時等を変更しようとするときは、速やかに届け出てその承認を受けなければならない。

(使用許可の取り消し等)

第7条 学生部長は次の各号の一に該当するときは、体育施設の使用許可を取り消し、又は使用の変更及び中止をさせることができる。

- (1) 使用願の記載事項が事実と反するとき。
- (2) 秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 建物、施設等に損害を与えるおそれがあると認めるとき。
- (4) 本学において、やむを得ない事情により使用の必要が生じたとき。

(使用日)

第8条 体育施設を使用できる日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。ただし、学生部長が認めたときはこの限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (2) 日曜日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 12月26日から1月6日まで
- (5) その他本学が施設の使用を必要とするとき。

(使用時間)

第9条 第2条第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する体育施設の使用時間は9時から21時までとし、同条第3号に規定する体育施設の使用時間は9時から日没までとする。

(遵守事項等)

第10条 使用者は、次の事項を遵守するほか、係員の指示に従わなければならない。

- (1) 体育施設の使用を許可された者以外は立ち入らないこと。
- (2) 許可された使用時間を厳守すること。
- (3) 体育施設内の設備、備品及び用具等無断で使用し、又は移動しないこと。
- (4) 体育施設内では、指定場所以外に貼り紙をしないこと。
- (5) 体育施設内では、指定場所以外で喫煙及び飲食をしないこと。
- (6) 使用後の始末、清掃は使用者が行うこと。
- (7) 使用後は必ず原状に復し、関係部課へ連絡すること。

(損害の賠償)

第11条 使用者が施設及び備品を滅失又はき損したときは、賠償しなければならない。

(管理)

第12条 体育施設は、学生部がこれを管理する。

(補則)

第13条 この規程の定めるもののほか、必要な事項に関しては、別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年 規程第25号)

この規程は、平成3年9月19日から施行する。

附 則 (平成8年 規程第9号)

この規程は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成11年 規程第28号)

この規程は、平成11年10月21日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則 (平成14年 規程第1号)

この規程は、平成14年1月17日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則 (平成15年 規程第11号)

この規程は、平成15年7月22日から施行する。

附 則 (平成20年 規程第13号)

この規程は、平成20年9月18日から施行する。

附 則 (平成25年 規程第13号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。